

平成31年3月22日

事業者の皆様

酒田市総務部契約検査課長

消費税及び地方消費税の引き上げに伴う契約事務について

平成31年(2019年)10月1日に予定されている消費税及び地方消費税(以下「消費税」という。)の引き上げに伴う本市の役務契約(業務委託)の取り扱いについて、下記のとおりお知らせいたします。

記

1 消費税引き上げに伴う対応

原則として次に示す方法のいずれかにより、契約案件ごとに、措置を講じる予定ですのでご協力をお願いいたします。

(1) 平成31年(2019年)10月1日前後に、契約金額の増額改定を行う方法

当初は現行の8%の税率にて契約し、平成31年(2019年)10月1日を目途に変更契約書を取り交わすこととなります。

※早期発注の入札案件については、主にこの方法で契約予定

(2) あらかじめ引き上げ後の税率にて契約締結をする方法

当初から引き上げ後の税率を適用し契約を締結します。ただし、消費税引き上げの延期等がなされた場合、減額に係る変更契約書を取り交わすこととなります。

2 平成31年度の契約を現行税率(8%)と新税率(10%)に分けることについて

(1) 消費税の税率を「4~9月分を8%」、「10~3月分を10%」として契約する場合は、次の両方を満たすことが必要です。

- ・契約書の契約金額で税率の区分(8%、10%)が確認できること。
- ・資産の譲渡等の時期(4~9月、10~3月)が判断できる業務完了報告等の提出があること。

(2) 契約書の作成にあたっては、税率の区分が分かるように記載するとともに、業務完了報告書等の提出時期についても明らかにしておくことが必要です。

【記載例】

- ・委託料 総額〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）

〔内訳〕

4～9月分 〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）

10～3月分 〇〇円（うち取引に係る消費税及び地方消費税の額〇〇円）

- ・業務完了報告書の提出時期

（例1）受託者は、月毎の委託業務を完了したときは、遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

（例2）受託者は、上期（4～9月）及び下期（10～3月）の委託業務を完了したときは、その期間ごとに遅滞なく委託者に対して業務完了報告書を提出しなければならない。

3 留意事項

- ・消費税の引き上げ又は引き上げ延期に伴い変更契約書を取り交わす際は、消費税以外の仕様や本体価格の変更は原則として行うことができません。
- ・長期継続契約、債務負担行為による契約等で既に発効している契約については、経過措置の対象となるか否かを確認の上、対象とならない契約の場合には、税率改正時に、原則として変更契約が必要となります。

4 その他

(1) 改元に伴う対応

改元に伴う本年5月1日以後の元号を表記する場合、新元号の公表（本年4月1日）まではこれまでどおり和暦「平成」を使用する。新元号の公表後（本年4月1日以後）で5月1日以後の元号を表記する場合は、新元号の和暦を使用する（例：〇〇元年5月1日）。

(2) その他

消費税の税率引き上げに伴う取り扱いについては、国税庁消費税室で作成した「基本的な考え方編」及び「具体的事例編」をご覧ください。

問い合わせ先

酒田市総務部契約検査課

電話 0234-26-5708